

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年 6月11日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所 管理部門 神栖拠点長 阿部 寧

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 自家用電気工作物定期点検その他業務一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和4年1月31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を切り捨てた金額（当該金額に消費税及び地方消費税に係る課税事業者希望の金額を加算し、その入札者による金額の110分の100に相当する金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とすることを記載する。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和1・2・3年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「建物管理等各種保守管理」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付  
〒314-0408  
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所  
管理部門神栖拠点管理チーム  
電話 0479-44-5932  
FAX 0479-44-1875
- ② 宅配便着払いによる交付  
任意書式に「自家用電気工作物定期点検その他業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付  
任意書式に「自家用電気工作物定期点検その他業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関する質疑がある場合には、令和3年7月5日（アドレは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質問を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当該機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合は、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

## 5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和3年7月26日 14時00分  
茨城県神栖市波崎7620-7  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
神栖庁舎 研究本館1階会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和3年7月26日 12時00分  
3. ①に同じ。

## 6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
※注2  
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。  
※注1  
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
② 当機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他  
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が  
行う契約に係る情報の公表及び情報公開の取組」が掲載されています。また、本機構の  
要約情報については、ご要望に応じてお送りいたします。ご不明な点がございましたら、  
ご連絡ください。

#### 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン  
（実施基準）」（平成19年2月15日文科省決定）に沿って、公的研究費の契約等にお  
ける不正防止の取組を行っている。取組のひととして、取引先の皆様に「国立研  
究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上  
の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。  
公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出につ  
いて、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、  
入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いしま  
す。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、水産大学校いずれか1箇所に1回提出  
していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業 務 仕 様 書

1. 件 名 自家用電気工作物定期点検その他業務
2. 業務目的 本業務は、当庁舎各建物に設置されている自家用電気工作物について、機能維持及び運用に関する安全確保のため、「神栖庁舎電気工作物保安規程」に従い定期点検を行うこと及び機器の機能維持を図ることを目的とする。
3. 業務場所 茨城県神栖市波崎7620-7  
国立研究開発法人水産研究・教育機構 神栖庁舎
4. 業務期限 令和4年 1月31日  
(定期点検完了期限：令和3年 12月24日)  
(報告書提出期限：令和4年 1月31日)
5. 業務内容
  - [1] 基本事項
    - (1) 工程表
      - ① 業務の実施に先立ち、工程表を作成・提出し担当職員の承認を受けるものとする。
      - ② 停電を伴う業務は平日の4日以内で行うものとし、基本は令和3年12月6日から令和3年12月24日のうちとする。なお停電時間は担当職員と打合せの上、必要最小限の時間とする。
      - ③ 作業最終日に担当職員及び電気主任技術者立ち会いのもと、報告会を行うものとする。
    - (2) 作業人名簿
      - ① 業務の実施に先立ち、作業人名簿及び経歴書を提出するものとする。
      - ② 作業員を変更する場合は、担当職員に連絡し承認を受けるものとする。
    - (3) 廃材等  
本業務により発生した廃材等は、構外に搬出し関係法令等に従い適切に処分するものとする。
    - (4) 結果報告
      - ① 測定値及び良否の判定等を記載した報告書を1部提出すること。
      - ② 写真帳等に整理した現場写真を1部提出すること。
  - [2] 自家用電気工作物定期点検業務
    - (1) 概要
      - ① 当庁舎各建物等に設置されている自家用電気工作物について、「神栖庁舎電気工作物保安規程」に従い定期点検及び機能維持整備を実施するものとする。
      - ② 定期点検に関する詳細な内容については、別紙「特記仕様書」、「太陽光発電設備定期点検項目」及び「業務対象機器一覧表」によるものとする。
    - (2) 基本事項
      - ① 点検場所の安全衛生に関する管理について、関係法規に従い管理責任者を決定し、この管理責任者が責任をもって管理するものとする。
      - ② 点検場所について、汚損・損傷等が発生しないよう十分に保護対策を施すものとする。

- ③ 点検を完了した場所について、後片付けを行うものとする。
- ④ 点検によって発見した損傷または故障について、その状況を速やかに担当職員に報告し、その指示に従うものとする。
- ⑤ 電気設備の点検について、必ず事前に検電を行い、作業中に危険のないよう十分に注意するものとする。
- ⑥ 詳細・疑義事項について、担当職員と打合せの上、点検を実施するものとする。
- ⑦ 点検に伴う遮断器の開閉について、請負者が行うものとする。
- ⑧ 停電及び復電については、安全に十分注意して行い、復電後は正常な状態に復帰したことを確認するものとする。
- ⑨ 点検のため運転中の機器を停止させた場合は、点検完了後正常な運転状態に復帰させるものとする。この際必要があれば担当職員に立ち合わせるものとする。
- ⑩ 点検中、消耗品等の交換が必要と認められた場合は、担当職員と協議の上、その指示に従うものとする。

### (3) 仮設電源の設置

点検にあたり、停電となる実験棟に対して、下記及び別紙「仮設電源一覧表」のとおり仮設電源の設置を行うこと。

- ① 仮設電源及び燃料は請負業者にて準備するものとする。
- ② 仮設電源は必要箇所にて停電前に設置及び稼働を行い、復電後、停止及び撤去を行うこと。
- ③ 仮設電源稼働中、適宜、燃料の補給を行い、仮設電源を稼働させたままの状態にしておくこと。

## [3] 研究本館饋電盤内過電流継電器交換業務

### (1) 概要

下記に示す研究本館に設置されている過電流継電器について不具合が生じていることから、請負業者にて現在の仕様と同等もしくはそれ以上の性能を有するものを用意し、交換を行うこと。

- ①No. 3饋電盤 三菱製 C0-18I-D
- ②No. 4饋電盤 三菱製 C0-18I-D
- ③No. 7饋電盤 三菱製 C0-18I-D

## [4] 変圧器内絶縁油補充業務

### (1) 概要

下記に示す実験棟に設置されている、油量低下が見られる各変圧器において、絶縁油（JIS C 2320(電気絶縁油)1種2号鉱油適合 1缶 18L)を請負業者にて用意し、適正な油量となるよう分配補充すること。

- ①機械実験棟 電灯変圧器
- ②魚群行動実験棟 電灯・動力変圧器
- ③波浪平面水槽実験棟 電灯・動力変圧器

6. その他 詳細については担当職員の指示に従うこと。

# 特記仕様書

本業務に係る点検内容等は下記のとおりとする。

なお、海洋工学総合実験棟に設置されている太陽光発電設備について、別紙「太陽光発電設備定期点検項目」に従い点検を行うこと。

設備名	施設・機器名	点検内容
受・配電設備	引込施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 架空・引込用電線の損傷、たるみ</li> <li>○ 支持物の損傷傾斜</li> <li>○ がいし、腕金（木）の損傷、脱落</li> <li>○ 支柱、支線の損傷</li> <li>○ ケーブルの損傷、亀裂、屈曲</li> <li>○ ケーブル端末処理部の損傷、亀裂、テープ剥離</li> <li>○ ケーブル保護管の損傷、発錆</li> <li>○ 接地線の損傷、発錆</li> </ul>
	断路器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本体の損傷、亀裂、変形</li> <li>○ ロック機構の異常</li> <li>○ 固定・可動接触部の異常</li> <li>○ 接地線の損傷、断線</li> </ul>
	遮断器・開閉器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本体の損傷、亀裂、汚損、発錆、漏油</li> <li>○ 操作機構の異常</li> <li>○ 表示装置の異常</li> <li>○ ロッド、消弧室の損傷、亀裂</li> <li>○ 接触子の汚損、摩耗</li> <li>○ 絶縁油の汚損、油量不足</li> <li>○ 接地線の損傷、断線</li> <li>○ 漏電遮断器のテストボタンによる点検</li> </ul>
	計器用変成器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本体の損傷、亀裂、汚損</li> <li>○ 接地線の損傷、断線</li> </ul>
	変圧器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本体の損傷、亀裂、漏油</li> <li>○ 油面計、温度計の損傷、指示不良</li> <li>○ 油劣化防止装置の損傷</li> <li>○ ラジエターの損傷、亀裂、変形、漏油</li> <li>○ タップ、口出線、コイル損傷、ゆるみ、変色</li> <li>○ 絶縁油の汚損、油量不足</li> <li>○ 接地線の損傷、断線</li> </ul>
	電力用コンデンサー	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本体の損傷、亀裂、汚損、漏油</li> <li>○ 直列リアクトル、放電電流の損傷、亀裂</li> <li>○ 接地線の損傷、断線</li> </ul>
	避雷器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本体の損傷、亀裂、汚損</li> <li>○ 接地線の損傷、断線</li> </ul>
	母線関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 導体、支持がいし、クランプ損傷、亀裂</li> <li>○ フレーム、架台の損傷</li> </ul>

設備名	施設・機器名	点 検 内 容
受・配電設備	保護継電器	○ 本体の損傷、汚損、整定不良
	配電盤	○ 本体の損傷、汚損、亀裂 ○ 計器の損傷、指示不良 ○ 開閉器、ヒューズ、MCBの損傷、変色 ○ 表示灯の損傷、不点 ○ 盤内配線の損傷、汚損 ○ 接地線の損傷、断線
	その他	○ 受電室建物、キュービクル、箱体の損傷、汚損 ○ 接地線の損傷、断線
負荷設備	配線	○ 電線の損傷、たるみ、断線、脱落 ○ ケーブルの損傷、脱落、屈曲 ○ 電線管の損傷、腐食 ○ 接地線の損傷、断線
	分電盤	○ 本体の損傷、汚損、亀裂、腐食 ○ 開閉器、ヒューズ、MCB、MgSの損傷、変色 ○ 計器の損傷、指示不良 ○ 盤内配線の損傷、断線 ○ 接地線の損傷、断線
	負荷機器	○ 照明器具の損傷、汚損、脱落 ○ 電動機の損傷、汚損 ○ 電熱装置の損傷、汚損 ○ 接地線の損傷、断線
試験及び測定		○ 絶縁抵抗測定（高圧関係、低圧関係） ・ 低圧関係については、メガリングは「125V」を使用するものとする。 ○ 接地抵抗測定（高圧幹線、フィーダーケーブル絶縁抵抗を含む） ○ 保護継電器動作試験 ・ OCR：最小動作電流 過電流（200%・300%・500%） ・ UVR：始動電圧 不足電圧（80%・50%・0%） ・ GR 動作電流4ポイント (DGR) DGRは方向性確認するものとする。
その他		○ 全実験棟について、キュービクル内の清掃を行うものとする。 ・ 床：掃除機等を使用し、粉塵を除去するものとする。 ・ 機器：主要機器については、ウエス等を使用し粉塵を除去するものとする。

太陽光発電設備定期点検項目

区 分	点 検 項 目		点 検 要 領
太陽電池アレイ	目視、指触など	a) 接地線の接続及び接続端子の緩み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接地線に確実に接続されていること</li> <li>・ねじの緩みがないこと</li> </ul>
中継端子箱 (接続箱)	目視、指触など	a) 外箱の腐食及び破損	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐食及び破損がないこと</li> </ul>
		b) 外部配線の損傷及び接続端子の緩み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配線に異常がないこと</li> <li>・ねじに緩みがないこと</li> </ul>
		c) 接地線の損傷及び接続端子の緩み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接地線に異常がないこと</li> <li>・ねじに緩みがないこと</li> </ul>
	測定及び試験	a) 絶縁抵抗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・&lt;太陽電池－接地線&gt;</li> <li>・0.2MΩ以上</li> <li>・測定電圧DC500V</li> <li>（各回路ごとにすべて測定）</li> <li>・&lt;出力端子－接地間&gt;</li> <li>・1MΩ以上</li> <li>・測定電圧DC500V</li> </ul>
	b) 開放電圧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定の電圧であること</li> <li>・極性が正しいこと</li> <li>（各回路ごとにすべて測定）</li> </ul>	
パワーコンディショナ	目視、指触など	a) 外箱の腐食及び破損	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐食及び破損がないこと</li> </ul>
		b) 外部配線の損傷及び接続端子の緩み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配線に異常がないこと</li> <li>・ねじに緩みがないこと</li> </ul>
		c) 接地線の損傷及び接続端子の緩み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接地線に異常がないこと</li> <li>・ねじに緩みがないこと</li> </ul>
		d) 通気確認 (通気孔、換気フィルタなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通気孔をふさいでいないこと</li> <li>・換気フィルタ(ある場合)が目詰まりしていないこと</li> </ul>
		e) 運転時の異常音、振動及び異臭の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転時に異常音、異常振動及び異臭のないこと</li> </ul>
	測定及び試験	a) 絶縁抵抗 (パワーコンディショナ入出力端子－接地間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1MΩ以上</li> <li>・測定電圧DC500V</li> </ul>
		b) 表示部の動作確認 (表示部表示、発電電力など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示状況及び発電状況に異常がないこと</li> </ul>
		c) 投入阻止時限タイマー動作試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パワーコンディショナが停止し、所定時間後自動始動すること</li> </ul>
その他	目視、指触など	a) 太陽光発電設備用開閉器の接続端子の緩み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねじの緩みがないこと</li> </ul>
太陽光発電設備用 開閉器	測定	a) 絶縁抵抗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1MΩ以上</li> <li>・測定電圧DC500V</li> </ul>

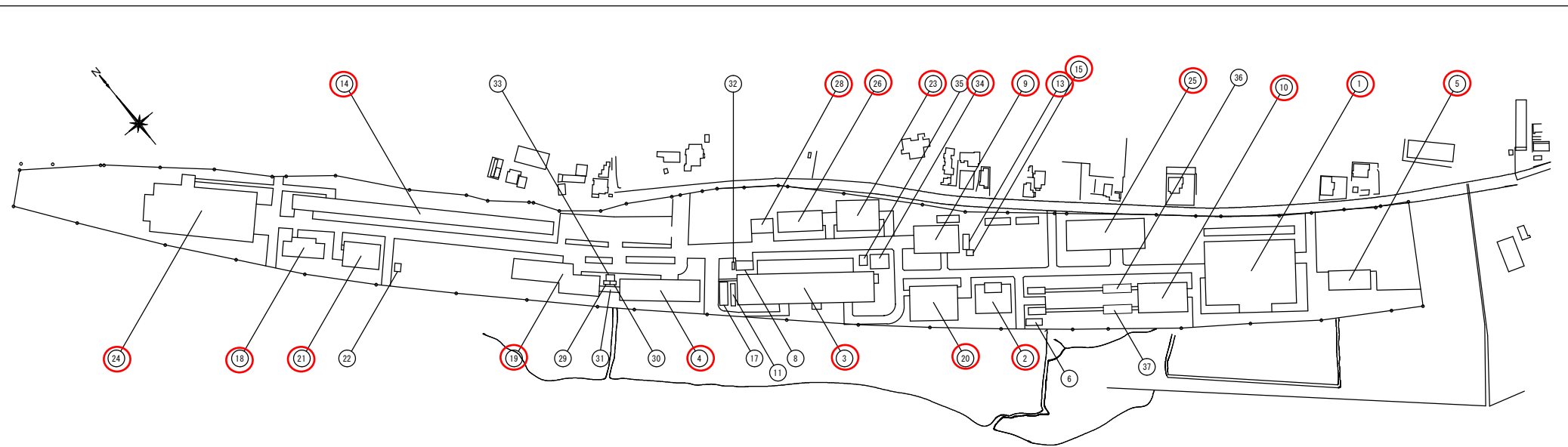


業務対象機器一覧表

機器名 図面番号・施設名	油遮断器 (OCB)	真空遮断器 (VCB)	高圧負荷 開閉器 (LBS) (DS兼用)	断路器 (DS)	避雷器	連相コンデンサ	変圧器			保護継電器						高圧盤 (受電・配電)	低圧配電盤		分電盤等								制御盤		太陽光発電 用接続箱	太陽光発電 用パワコンディ ンナー		
							三 相		単 相		計	過電流継電 器 (OCR)	不足電圧継 電器 (LVR)	地絡継電器 (G R)	地絡方向継 電器 (DGR)		逆電力継電 器 (RPR)	計	11回路未満	11回路以上	分電盤		開閉器箱		照明制御盤		計				10回路未満	10回路以上
							台数	容量(kVA)	台数	容量(kVA)											20回路未満	20回路以上	20回路未満	20回路以上	20回路未満	20回路以上	20回路未満	20回路以上				
1 波浪平面水槽実験棟			3 (DS兼用)	2	1		2	150 200	1	50	3	2	1	1			4	1	2	1	2	2	10				12	2	6	4		
2 給水棟			1	1	1		1	50	1	2	2						1	1			2					2		2				
3 増養殖水理実験棟	1		4 (DS兼用)	1			3	200×3	1	100	4	2					2	1	4		12	1	21			33	1	9	4			
4 研究本館		9	3	1	1	5	1	100	1	75 (モーター型)	2	18	1	1	10	1	31	5	2		2	3				2	3	8				
5 土質実験棟																			2		1	1	15			16	1	2	1			
9 生物環境実験棟		1		1		1	1	150	1	75	2	2	1				3	1	2	1	5	1	11		3	19	1	14	2			
10 漁港水理実験棟		1		2	1	1	1	150	1	100	2	2					2	1		1	2	1	7			9	1	5	2			
13 二枚貝稚魚飼育施設																					1					1						
14 漁船推進性能実験棟		1	3	1		1	2	150 300	1	100	3	2	1	1			4	1	3		6	1	3			9	1	1	1			
15 餌料培養室																					1					1						
18 回流水槽実験棟		1	3	1		2	2	50 500	1	50	3	2	1	1			4	1	3		2		2			4		13	2			
19 研究管理棟			1	1			1	50	1	50	2	2		1			3	1	1		3	2				3	2	2				
20 測器電子機器実験棟		1		1			1	30	1	50	2	2					2	1	2		9	1	8			17	1	2				
21 機械実験棟		1	2	1			1	150	1	50	2	2		1			3	1	2		4	1	2		2	8	1	5	2			
23 魚群行動実験棟		1	2	1			1	200	1	100	2	2		1			3	1	1	1	2	2	1		1	4	2	9	2			
24 海洋工学総合実験棟		1	3	1			2	500 750	1	100	3	2		1			3	1	2	1		1	2		3	5	1	7	1	8	1	
25 漁業資材物性実験棟																					3	1	15		2	20	1		1			
26 光電波応用実験棟																					1	1	2			3	1	2				
28 車庫																					1					1						
34 天日飼育棟																					1					1						
合 計	1	17	25 (内DS兼用 7台)	15	4	10	19	13		32 (内モーター 2台)	40	5	8	10	1	64	17	27	5	60	19	99	0	11	0	170	19	85	24	8	1	

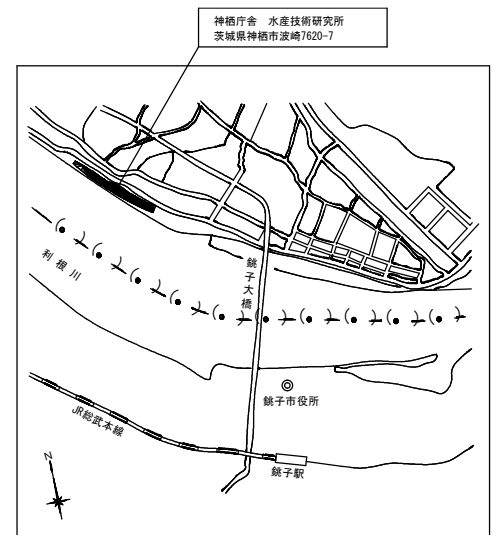
### 令和3年度仮設電源一覧表

	規格	台数	日数	延べ台数
増養殖水理実験棟(干潟環境実験棟)	2kVA	1	2	2
研究本館	2kVA	1	1	1
土質実験棟	2kVA	1	2	2
生物環境実験棟	2kVA	3	2	6
測器電子機器実験棟	2kVA	2	2	4
魚群行動実験棟	2kVA	1	2	2
海洋工学総合実験棟	2kVA	1	2	2
漁業資材物性実験棟	2kVA	3	2	6
光電波応用実験棟	2kVA	2	2	4
合 計		15		29



配置図

番号	建物の名称	構造	延面積 ㎡	番号	建物の名称	構造	延面積 ㎡	番号	建物の名称	構造	延面積 ㎡
①	波浪平面水槽実験棟	S-1	2,918	⑩	漁港水理実験棟	S-1	755	⑲	研究管理棟	RC-2	941
②	給水棟	CB-1	87	⑪	自転車置場	S-1	16	⑳	測器電子機器実験棟	S-2	887
③	増養殖水理実験棟	S-1	2,721	⑫	倉庫	S-1	40	㉑	機械実験棟	RC-1	471
④	研究本館	RC-2	793	⑬	二枚貝稚貝飼育施設	S-1	33	㉒	危険物倉庫	CB-1	14
⑤	土質実験棟	S-1	376	⑭	漁船推進性能実験棟	S-1	1,737	㉓	魚群行動実験棟	S-1	532
⑥	三次処理浄化施設	S-1	6	⑮	餌料培養室	S-1	19	㉔	海洋工学総合実験棟	RC-2	2,406
⑦	潮汐波浪平面水槽実験棟	S-1	660	⑯	土槽実験準備室	S-1	42	㉕	漁業資材物性実験棟	RC-1	833
⑧	車庫	S-1	44	⑰	工作室	S-1	35	㉖	光電波応用実験棟	RC-1	447
⑨	生物環境実験棟	S-1	708	⑱	回流水槽実験棟	RC-2	369	㉗	構造強度総合実験棟	RC-1	198
⑬	二枚貝稚貝飼育施設	S-1	33	㉒	研究管理棟	RC-2	941	㉘	車庫	S-1	67
⑭	漁船推進性能実験棟	S-1	1,737	㉓	魚群行動実験棟	S-1	532	㉙	自転車置場	S-1	8
⑮	餌料培養室	S-1	19	㉔	海洋工学総合実験棟	RC-2	2,406	㉚	自転車置場	S-1	8
				㉕	漁業資材物性実験棟	RC-1	833	㉛	自転車置場	S-1	8
				㉖	光電波応用実験棟	RC-1	447	計			
				㉗	構造強度総合実験棟	RC-1	198	延面積	㎡	17,219.45	㎡
				㉘	車庫	S-1	67	延面積	㎡	20,158.45	㎡
				㉙	自転車置場	S-1	8				
				㉚	自転車置場	S-1	8				
				㉛	自転車置場	S-1	8				



案内図